

「中央大学経済援助給付奨学金(災害による被災者対象)」申請要項

中央大学では、災害等による被災地域出身の在學生に対し学修の機会を保障することを目的として「中央大学経済援助給付奨学金(災害による被災者対象)」の募集を行います。

給付を希望する学生は、本申請要項を確認のうえ、期限内に所定の手続を完了するようにしてください。

1. 申請資格

次の(1)～(3)の要件を **全て満たす方** が対象です。

- (1)2018年7月5日～8日に発生した「平成30年台風第7号及前線等に伴う大雨による災害」に係る災害救助法が適用された市区町村に家計支持者(=学費負担者)が居住していたこと(災害発生時点)。
- (2)家計支持者(=学費負担者)が居住する住家(借家含む)について、市区町村役場発行の罹災証明書の罹災状況が「全壊」・「大規模半壊」であること。
- (3)2018年度に本学に在学していること(ただし、2018年度に休学中または休学を予定している学生は除く)。

【注意事項】

- ・日本国籍を有していない方は、査証における在留資格が「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」または「定住者」(日本に永住する意思のある場合に限る。申請書類の「別紙1」にその旨を記入してください)である場合に限って出願できます。

2. 給付金額・給付方法

(1)給付金額

2018年度に納入すべき学費の1/2相当額

算定基礎となる学費の対象費目は、次のとおりです。

学部：授業料・施設設備費・実験実習料

大学院(専門職大学院を除く)：在学料・施設設備費・実験実習料・特別研究指導料

専門職大学院：在学料・施設設備費

※学部生の諸会費(学友会費・父母連絡会費・学会費)は免除します。

既に納入されている場合には返還いたしません。

※秋卒業の申請等、学費減免の適用がある場合には、減免後の金額を給付額の算定基礎とします。

※専門職大学院生で給付奨学金を受けている場合には、給付後の金額を算定基礎とします。

(2)給付方法

給付金額を学費に充当します。学費納入状況によって、次のとおりとなります。

①前期分・後期分とも未納の場合：充当により前期分学費は納入済みとなります。

充当後の金額を記載した後期分振込用紙を大学より郵送します。

②前期分納入済・後期分未納の場合：充当により後期分学費は納入済みとなります。

③前期分・後期分とも納入済の場合：給付金額全額を大学より振り込みます。

※大学院生および専門職大学院生の方は、申請前にお問い合わせください。

3.申請方法

※本奨学金申請の際には、「1.申請資格」に記載の(1)～(3)の要件を全て満たすことをよく確認してください。

(1)提出期限

2018年8月31日（金）

(2)提出先

「7.お問い合わせ先（受付窓口）」まで、郵送（郵便事故を防ぐため、必ず簡易書留または特定記録でお願いします）または直接お持ちください。

(3)提出書類

提出書類		備考
①	中央大学経済援助給付奨学金（災害による被災者対象）申請書（別紙1）	
②	住民票（謄本） （マイナンバー〔個人番号〕・本籍省略）	家計支持者の属する世帯全員分の情報（続柄を含む）が記載されている原本が必要です。市区町村役場に発行を依頼する際は、必ず「世帯全員分の続柄が記載された全部事項証明書」を請求してください。
③	罹災証明書	原本が必要です。 被災地の県市区町村役場・消防署が発行します。

※公的機関発行の証明書（住民票、罹災証明書）については、原則として発行から3カ月以内に取得したものを添付してください。

※申請内容により、電話で確認させていただいたり、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※提出された書類は返却しませんのでご注意ください。

4.採否結果

提出書類を審査し、採否を決定します。結果は、本人（学生）と父母または家計支持者（学費負担者）へ通知します。

5.採用決定後の手続き

(1)採用通知には、採用後必要な手続書類を同封しますのでご確認ください。採用後、期限までに同封の誓約書が提出された段階で給付金額が学費に充当されます。

(2)給付金を振り込む対象となる方には、誓約書の他に口座振込用紙（返還請求書）を同封しますので、誓約書と同時に提出してください。

(3)給付金充当後、後期分の振込が必要な場合がありますのでご注意ください。振込用紙は、採用通知に同封します。

6.その他

(1)申請内容や提出書類が事実と異なる場合または退学や休学（半期休学含む）もしくは学則違反等により、奨学金の受給資格を失った場合は、本給付奨学金の採用を取り消し、給付奨学金等を可及的速やかに一括で返還していただきます。

(2)本年度に予約奨学金を受給している方は、「7.お問い合わせ先（受付窓口）」までお問い合わせください。

(3)提出された書類および申請書に記入された情報等は奨学金業務または被災支援以外の目的に使用することはありません。

7.お問い合わせ先（受付窓口）

- ◆文系学生 学生部事務室厚生課（多摩キャンパス6号館地下1階）
〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1
TEL.042-674-3461 FAX.042-674-3475
平日：9:00～17:00
土曜日：9:00～12:00（日曜日・授業実施日を除く祝日は閉室）

- ◆理工学生 理工学部学生生活課（後樂園キャンパス1号館1階）
〒112-8551 東京都文京区春日1-13-27
TEL.03-3817-1716 FAX.03-3817-1668
平日：10:00～18:00
土曜日：10:00～12:00（日曜日・授業実施日を除く祝日は閉室）

- ◆法科大学院生 法科大学院事務課
〒162-8473 東京都新宿区市谷本村町42-8
TEL.03-5368-3511
平日：10:00～17:00
土曜日：10:00～12:00（日曜日・祝日は閉室）

- ◆戦略経営研究科生 戦略経営研究科事務課（博士後期の方は厚生課へ）
〒112-8551 東京都文京区春日1-13-27
TEL.03-3817-7485
（授業期間中）
月曜日：閉室
火～金曜日：13:00～22:00
土曜日：9:00～20:00
日曜日：9:30～18:00
（授業期間外）
平日：13:00～18:00（土曜日・日曜日・祝日は閉室）

※窓口時間は時期により異なりますので、詳細はホームページをご確認ください。

以 上